

平成16年6月3日

連絡先
農水商工部水産室
室長 津田 平蔵
水産振興グループ
担当者 竹内
電話 059-224-2584

資料提供について

1 報告事項

コイヘルペスウイルス病の発生について

2 要 旨

5月31日に、木曾岬町産業環境課職員が町内加路戸地区と見入地区の境を流れる排水路内で採取したコイのへい死魚2尾について、県水産研究部で6月2日にコイヘルペスウイルス(KHV)の陽性反応を確認後、独立行政法人水産総合研究センター養殖研究所(南勢町)に確定診断を依頼していたところ、6月3日にKHV病によるへい死と確定しました。

3 報告内容

(1) 5月31日に、木曾岬町産業環境課職員が町内加路戸地区と見入地区の境を流れる排水路内でコイのへい死魚25尾を発見した旨連絡があり、そのうち検査可能なへい死魚2尾を県水産研究部でKHV病の検査を実施した結果、6月2日に2尾とも陽性となりました。

(2) 6月3日に独立行政法人水産総合研究センター養殖研究所に確定診断を依頼していた結果が判明し、2尾ともKHV病と診断されました。

(3) 同排水路のへい死状況は、次の通りです。

5月31日	25尾(うち2尾検査)
6月1日	44尾
6月2日	1尾
6月3日	8尾
合計	78尾

(4) 感染経路については、今のところ不明です。

(5) 本病はコイ特有の疾病で他の魚や人に感染することはないため、仮に感染したコイに人が触ったり、食べたりしても人体に影響はありません。

4 今後の対応方針について

生息コイの全数処分が困難なため、町職員による監視を強化するとともに、へい死魚はその都度取り上げ、焼却処分します。